（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）

第六条の十　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）

三～五　（略）

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）、同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を明らかにできるものに限る。）

三～六　（略）

3　（略）

（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）

第六条の十　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

三～五　（略）

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を明らかにできるものに限る。）

三～六　（略）

3　（略）